

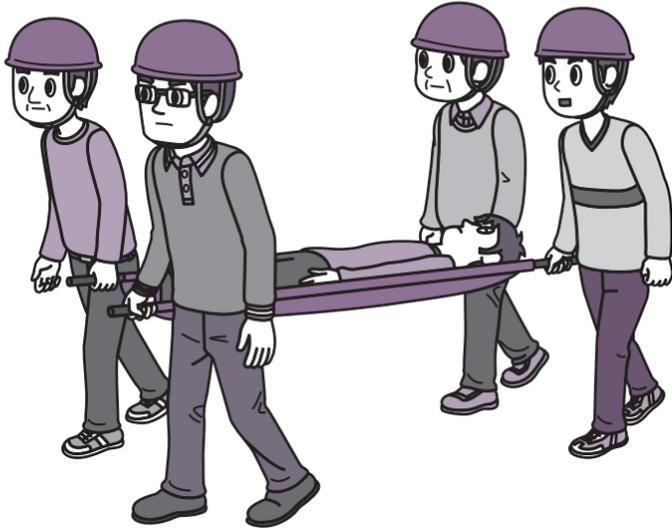
市民防災組織を結成しましょう！

問 防災課・内線2535

3月11日(火)午後2時46分、東日本大震災追悼式に合わせ、防災無線でサイレンを鳴らします。皆さんの黙とうをお願いします(総務課)

市民防災組織ってどんな組織？

大地震が発生すると、市内で多数の被害が同時多発的に発生することが予想されます。消防や警察、市などの行政機関の力だけでは、すべての災害に即座に対応することは困難です。いざというときには、市民の皆さんが自主的に初期消火をし、みんなで助け合って負傷者や病人を助け出さなければなりません。そのために普段から地域で防災のことを考え、備える組織が「市民防災組織」です。立川市では主に、自治会やマンション管理組合単位で結成されています。



結成すると、補助金の助成や、防災物品の支給を受けることができます。また、炊き出し訓練の際に必要な非常食(アルファ化米)は、市から提供を受けることができます。年1回、希望者に対する「普通救命講習」や、防災士資格取得補助もあります。

※助成金額は▷結成届出年度=一律20,000円▷翌年度以降=15,000円+世帯数×50円。防災物品は腕章20枚(30枚)、トランジスタメガホン1個(2個)、救急箱1個(2個)を支給(カッコ内は200世帯以上の場合)。

市が活動をバックアップします

市民防災組織のつくり方



- 1 「市民防災組織を結成しよう!」。地域での合意のもと、組織を結成します(隣接するおおむね10世帯以上で、構成員が他の市民防災組織に加入していないこと)。
- 2 市民防災組織結成届等を市へ提出してください。(申請用紙は市ホームページからダウンロード可)
- 3 市が結成補助金の助成決定通知を発送します。

難しくない、できることをやればいい



市民防災組織としての活動を、あまり難しく考えることはありません。みんなで集まって防災に関する話をしたり、バケツリレー訓練を行ったりするだけでも立派な防災活動です。自治会の年間行事の際に、参加者に豚汁や非常食を振る舞えば、それは立派な「炊き出し訓練」になります。大規模な防災訓練を、いきなり一から企画しなくてもいいのです。できる範囲のことを、一歩ずつ行うことが大切です。

東日本大震災被災地へ市職員を派遣しています

市は東日本大震災被災地の復興を支援するため、市職員を派遣しています。平成23年度には宮城県・岩手県を中心に17人の短期派遣を実施し、避難所の管理・運営業務などを行いました。平成24年度からは、1年を任期として岩手県大槌町に派遣を行っています。平成26年度もこの派遣を継続して行い、復興を支援していきます(問)人事課・内線2573



大槌町では道路・下水道に関する仕事などを行っています

防災無線の内容を電話で確認できます



防災行政無線の放送は場所や天候によりその内容が聞き取りづらいことがあります。そのような場合、電話応答サービスに電話すると定時放送(夕焼け小焼け・子どもの見守り放送等)以外の放送内容を聞くことができます。

電話応答サービス(通話料がかかります)

☎ 042(523)5931

高齢者・障害者世帯に家具転倒防止器具を無料で取り付けます

市は、高齢の方や心身に障害のある方の生活支援として、住宅の家具に転倒防止器具を取り付けています。1世帯につき住宅内のたんすなど5か所まで、器具代と取付費用が無料です。なお、賃貸借住宅など自己所有以外の住宅は、所有者の承諾が必要です(対)▷一人暮らしの高齢者(65歳以上)または世帯全員が65歳以上の高齢世帯▷身体障害者手帳1級・2級の方または愛の手帳1度・2度の方がいる世帯※いずれの場合も、平成21年度以降に家具転倒防止器具の支給を受けた世帯を除きます

問 高齢福祉課・内線1475



※ほかにベルトタイプ、接着タイプ、下敷きタイプなどがあります

各種税金の手続きはお早めに

市・都民税 所得税は3月17日(月)までに申告を

市・都民税、所得税の申告は3月17日(月)までです。まだお済みでない方は、早めに申告をしてください。また、軽自動車税の手続きや償却資産の申告についてもお知らせします。

市・都民税 申告は市役所課税課へ

平成26年1月1日現在、立川市に居住していた方で、給与所得のみの方は通常、申告の必要はありませんが、次の方は申告をお願いします▼勤務先から立川市へ給与支払報告書の提出がない方▼給与所得以外に年金・配当・家賃・原稿料などの所得があった方▼盗難や火災などの雑損控除や医療費控除等を受けようとする方

なお、所得税の確定申告をする方は、市・都民税の申告は不要です。

問課税課市民税係・内線1206

所得税 確定申告は税務署へ

所得税の申告は、税務署(緑町4-2立川地方合同庁舎内)で受け付けています。また、申告書作成・提出会場を立川地方合同庁舎3階に開設中です。

なお、記入済みの確定申告書は、3月17日(月)まで市課税課(市役所1階)で仮受け付けを実施しています(いずれの会場も土曜・日曜を除く)。

問立川税務署 ☎(523)1181

原動機付自転車・軽自動車 廃車や名義変更の手続きは4月1日までに

原動機付自転車や軽自動車にかかる税金(軽自動車税)は、毎年4月1日現在の所有者(名義人)に課税されます。廃棄や譲渡、盗難などにより車両を所有していないにもかかわらず、まだ廃車・名義変更の手続きがお済みでない場合は、4月1日(火)までに必ず手続きをお願いします。

また、引越などにより、使用する場所が変更になったときや、所有者(使用者)の氏名、住所に変更があったときも手続きが必要です。くわしくは、次の各種手続き窓口にお問い合わせください。

●125cc以下の原動機付自転車と小型特殊自動車 市課

税課諸係(市役所1階)内線1200(3月30日(日)に臨時休日窓口を開設します)

●125cc超のバイク 東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所(国立市北3-30-3)登録ヘルプデスク ☎050(5540)2033

●四輪軽自動車 軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所(府中市朝日町3-16-22) ☎042(358)1411

問市課税課諸係・内線1200

事業用資産をお持ちの方 償却資産の申告はお済みですか

償却資産とは、土地および家屋以外の、事業の用に供することができる資産(機械・器具・備品や構築物など)のことで、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。償却資産をお持ちでまだ申告をしていない方は、課税課償却資産係(市役所1階)へ必ず申告をお願いします。

償却資産の例は次の通り▼事務系▼事務機、椅子、書棚、OA機器など▼飲食業▼看板、厨房設備、冷蔵庫、カラオケセット、エアコンなど▼理・美容業▼理・美容椅子、サインポール、消毒器、洗面設備など▼クリーニング業▼洗濯機、脱水機、ドライ機、ボイラーなど▼病院・医院▼レントゲン、手術用機器、歯科診療ユニットなど▼不動産貸付業▼舗装路面、門塀、看板など

問課税課償却資産係・内線1208

立川市議会議員選挙立候補 予定者説明会を開催

立川市議会議員選挙に立候補する方への立候補予定者説明会を開催します。直接会場へ時4月30日(水)午前10時から市役所101会議室

なお、任期満了(7月13日)に伴う、立川市議会議員選挙の日程は、次の通りです▼告示日 6月15日(日)▼投・開票日 6月22日(日)

問市選挙管理委員会事務局・内線1631

市議会定例会 3月24日まで開会

平成26年第1回市議会定例会は3月24日(月)までの会期で開かれていきます。

今後の会議日程は▼3月11日(火)▼文教委員会▼12日(水)▼立川まちづくり特別委員会▼13日(木)▼議会改革特別委員会▼14日(金)▼立川市第4次基本構想審査特別委員会▼17日(月)・18日(火)▼本会議(一般

質問)▼20日(木)▼議会運営委員会▼24日(月)▼本会議(議案審議など)の予定です。

なお、一般質問を行う議員および質問項目(予定)は、市議会ホームページでご覧になれます。

市議会はどなたでも傍聴できます。傍聴を希望する方は、会議当日に直接、市役所3階の本会議場議場受付▼委員会▼議事事務局へお越しください。

家電リサイクル品の処分方法

テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機は、市では処理できません。家電リサイクル法に基づき、適切な処分をお願いします。くわしくは購入した販売店、または買い替える処分方法に相談ください。

せは、(財)家電製品協会家電リサイクル券センター ☎0120(319)640へ。

ご自身で処分を行う場合、郵便局で家電リサイクル料金を振り込んで家電リサイクル券を

用意し、家電リサイクル品とともに、家電リサイクル品引取所(▼株)環境開発 ☎(525)9990▼日通東京西運輸(株) ☎(524)3217、いずれも

に持ち込んでください。

ご自身で持ち込むことが困難な場合、家電リサイクル品引取所までの運搬を収集運搬業者に依頼することもできます(別途運搬費必要)。収集運搬業者の紹介をご希望の方は、市ごみ対策課までご連絡ください。

問市ごみ対策課 ☎(531)5517

パソコンの処分方法

パソコンも市では処理ができません。資源有効利用促進法に基づき、直接、製造メーカーに回収を申し込んで処分してください。自作パソコンやメーカーが不明な場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会 ☎03(5282)7685にお問い合わせください。

問市ごみ対策課 ☎(531)5517

今月の納期 納期限 3月31日(月)

国民健康保険料第9期分 後期高齢者医療保険料第9期分

◎納付方法 納付書を持って次の場所で納付してください

納付できる場所	受付時間
市指定金融機関	午前9時～午後3時
郵便局	午前9時～午後4時
市役所・各連絡所	午前8時30分～午後5時
窓口サービスセンター (女性総合センター1階)	月曜～金曜日 午前8時30分～午後8時
	土曜・日曜日 午前8時30分～午後5時 ※祝日は休業
コンビニエンスストア 携帯電話(モバイルレジ) ※金額30万円以内 国民健康保険料のみ	納期限 (または納付期限) 当日まで

モバイルレジの詳細は市ホームページをご覧ください
問国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 = 保険年金課収納係・内線1411

立川市国民健康保険運営協議会 被保険者代表委員を募集

同協議会は公募市民、保険医、学識経験者等の合わせて17人で構成。保険給付や保険料、保健事業などの市の国民健康保険事業運営に関する重要事項について審議します。

▶対象 = 3月28日現在、市のほかの審議会等の委員でない20歳以上の立川市国民健康保険被保険者▶定員 = 1人(選考)▶任期 = 平成26年4月～平成27年9月▶会議 = 原則平日の午後開催、年7回を予定▶報酬 = 市の規定による▶応募方法 = 3月28日(金)〔必着〕までに住所・氏名・生年月日・電話番号・職業(現在無職の方で前職がある場合は、その職業)、託児希望の有無(有の場合はお子さんの年齢も)と、「健康づくりと国民健康保険について思うこと」(800字程度)を書いて、直接または郵送・ファクス・Eメールで保険年金課業務係(市役所1階)内線1390 Fax(523)2145 e hoken@city.tachikawa.lg.jpへ